

平成 27 年 2 月 9 日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

- 1 日時 平成 27 年 2 月 9 日（月）開会：午後 2 時 00 分 閉会：午後 5 時 35 分
- 2 場所 議会棟 3 号委員会室
- 3 出席者
 - 委員長 篠原正寛（政新会）
 - 副委員長 河崎はじめ（市民クラブ改革）
 - 委員 大石伸雄（政新会）
 - 西田いさお（むの会）
 - 野口あけみ（日本共産党西宮市会議員団）
 - 八木米太郎（蒼土会）
 - 山田ますと（公明党議員団）
- 4 欠席者
なし
- 5 傍聴議員
よつや 薫
- 6 一般傍聴者
1 名
- 7 説明員
（議会事務局）
 - 次 長 北林哲二
 - 庶務課長 原田順子
 - 議事調査課長 村本和宏
- 8 協議事項について
 - （1）議会基本条例について
議会基本条例について、1 月 25 日からパブリックコメントを開始し、本日までに提出があった意見（2 件）について各委員に報告し、意見に対する回答（市議会の見解）を協議しました。
次の委員会（2 月 19 日）で、引き続き協議することとなりました。
 - （2）常任委員会の在り方について
常任委員会の在り方について、常任委員会の数を 5 つとすることを検討するにあたり、同時に審議の質を向上させるための方策について協議しました。
まず、管内視察の充実の具体案として、「慣例を原則としながらも実施の時期や回数について、自家用車の使用などについて、柔軟に対応する」を行った場合に、課題となる公務災害の取り扱いについて、各派の意見を聴取しました。公務災害の適用は、

ケース・バイ・ケースとなる可能性が高いことから、あらかじめ各委員には、公務災害の対象ではないことを明示し、そのことを理解・納得してもらった上で、柔軟に実施してはどうかとの意見で概ね一致しました。一方、管内の移動について公務性を主張するために、「西宮市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例」についてどのような整理とするかについて、次の委員会までに事務局で検討することとなりました。

次に、質疑の効率化の具体案として、「不明瞭な質問に対する反問権の活用を促す」及び「反論権の活用を促す」を検討するにあたり、反論権の定義について各派の意見を聴取しました。各派から提出された定義は、大きく分類すると下記の3種類に分かれたため、各委員はこれを再度持ち帰り、会派で定義をまとめるための意見（解決するための提案）を用意することとなりました。

（定義の分類）

- ・反論権は、質問等の内容部分に対して意見を述べることであり、逆質問は含めない
- ・反論権は、事実誤認、間違いなどに対する反論に限る。
- ・反論権は、逆質問も含めて質問の意味を確認するために、問い直す行為。

次に、5常任委員会の実施準備として、各常任委員会が所管する部局の割り振り案について各派の意見を聴取しました。事務局からの2つの提案（案1及び案2）に加え、各派からも新たに2つの提案があり、主に防災危機管理局が所属する委員会で意見が分かれましました。各委員はこれを持ち帰り、実施に向けて意見をまとめていくにあたり、現在支持している案以外で、次に支持できる案はどれかを検討し、次の委員会までに意見を用意することとなりました。

次の委員会で、引き続き協議することとなりました。

（3）議会報告会について

議会報告会については、本日協議を行いませんでした。

次の委員会で協議することとしました。

（4）未協議事項について

本委員会における未協議事項について、協議の進捗状況（前任期から引き継がれた協議事項、今任期の新たな協議事項、その他協議事項）を確認し、取り急ぎ協議しておく事項がないかについて、各委員から意見を聴取しました。その結果、未協議事項のうち、「事務局員の視察随行」については、全委員が今期中に協議しておくべきとされ、他の賛成意見が多かった事項についても、委員長が検討の上、次の委員会から協議を開始することとなりました。

なお、下記の未協議事項については、既に解決済み又は他の協議事項で協議すべきなどの理由により、項目から削除することとされました。

【削除する未協議事項】

- ・議長の議会招集権
- ・必要な特別委員会設置
- ・勉強会の公認・設置
- ・委員会審議（PC持ち込み）
- ・議会による政策評価の実施

(5) その他

本会議インターネット中継における仕様(案)について

来年度から実施を予定している本会議インターネット中継について、下記の仕様により進めたい旨、事務局から説明がありました。

(ア) 議場カメラの設置台数

3台(演壇・議長・当局席を撮影するカメラ1台、対面式質問席・議員席側を撮影するカメラ2台)

(イ) 議場大型モニター

80インチサイズを設置する

(ウ) 傍聴用表示モニター

議場大型モニターを設置により、傍聴用モニターの役割を兼ねることができるため、傍聴用表示モニターの設置は見送ることとする。

(エ) 庁舎内テレビモニター(傍聴時の保育体制の検討も含む)

- ・議会棟内にモニターを設置し、子ども連れの保護者が本会議の状況を視聴できるようにする。
- ・本会議の傍聴定員を超えた場合の臨時傍聴場所として活用することも検討する。
なお、運用方法や具体的な設置場所などについて、委員から質問がありましたが、まだ検討段階であるため、今後、事務局で整理していくこととなりました。

(オ) 録画中継について

- ・録画中継を配信するまでの期間は、会議終了の翌日から5営業日後とする。
- ・配信期間は、配信を開始した日から原則4年間とする。

政務活動費の残された課題について

前回の委員会で議了となった政務活動費の課題に対する整理内容については、今後政務活動費運用の手引きに反映させ、西宮市議会政務活動費の交付に関する条例の改正などと合わせて議会運営委員会に報告し、確定させていく旨、事務局から説明がありました。

以上